

広報

# 大洲

きらめき創造 大洲市  
—みとめあい ささえあう 肱川流域都市—

2009

7

No.54

- ☆第3回大洲市議会臨時会 …… P 2
- ☆平成21年度介護保険料のお知らせ … P 4～5
- ☆市有地売却のお知らせ …… P 14～15
- ☆'09夏休み 親子のコンサートのお知らせ … P 24



6月6日(土)、7日(日)、第37回柳沢ほたるまつりが開催され、柳沢小学校全校児童が子ども神楽を披露しました。





# 第3回大洲市議会 臨時会開会

第3回大洲市議会臨時会が、5月28日(木)に開会されました。今回の議会では、大洲市職員の給与に関する条例の一部改正など条例関係4件、専決処分した事件の報告並びに承認1件のあわせて5議案がいずれも原案のとおり可決、承認されました。

## 市長の議案提案内容(要旨)

昨年末からの急激な景気悪化に伴い、民間の夏のボーナスが大幅に削減される見込みとなり、臨時に人事院勧告が行われたことからこれに準じ、期末手当、勤勉手当を一部凍結し、支給割合の特例措置を定めるものです。深刻度を増す「世界金融危機」と戦後最大の「世界同時不況」のなか、春闘における夏のボーナスの決定状況は、大幅な減少となっているところです。人事院では、緊急に夏のボーナスの決定状況を把握するため、特別調査を実施され、その結果、調査対象となったすべての企業の従業員ベースで見た対前年増減率は、マイナス13.2%となっています。

民間のボーナスと国家公務員の期末勤勉手当に大きな差が生じることは適当でないことから、6月に支給する一般職員の期末

勤勉手当について、暫定的な特例措置として、0・20月分を凍結することなどの臨時勧告が、5月1日に行われ、その後愛媛県人事委員会の勧告が行われ、国および愛媛県においては、勧告に準じた特例措置をとることから、本市においても同様の措置を講じるものです。

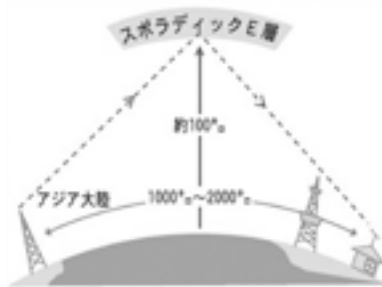
○ 議会議員、市長、副市長、教育長の6月に支給する期末手当1・6月分については、人事院勧告に基づく国家公務員のうち、指定職俸給表の職員同様の措置により、0・15月分を凍結し、1・45月分にしようとするものです。

○ 一般職員の期末勤勉手当2・15月分については、勧告に準じ、期末手当を0・15月分、勤勉手当を0・05月分、合わせて0・20月分を凍結し、1・95月分にしようとするものです。

テレビ画面がしま模様になるのは

自然現象  
「スプラディックE層(Eスポ)」  
が原因です

が原因です



毎年5月から8月にかけて、NHKアナログ教育テレビの画面が「しま模様」になる現象が、発生することがあります。これは気象条件によって「スプラディックE層」と呼ばれる特殊な電離層が、日本海上空に突発的に発生し、ふだんは届くことのない100〜2000キロメートル離れた近隣諸国のテレビやFMの電波を反射させ、日本に飛んでくるからです。

この電波が混信して、しま模様になってしまいます。障害は数分〜数時間で消えます。ご理解のほどよろしくお願いたします。なお、地上デジタル放送でNHK教育テレビを受信されると、この症状は発生いたしません。

### 【問い合わせ先】

NHK受信相談係  
☎0570・00・3434

(午前9時〜午後8時)

## 国民年金保険料の免除制度

# 国民年金保険料の免除制度があります

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

### 全額免除制度

保険料の全額14,660円（平成21年度の保険料額）が免除

### 一部納付（一部免除）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料を免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額（平成21年度保険料額）は次のとおりです。

- ・ 4分の1納付（3,670円）
- ・ 半額納付（7,330円）
- ・ 4分の3納付（11,000円）

### 若年者納付猶予制度

30歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

全額免除・一部納付（一部免除）制度の期間にかかる老齢基礎年金の金額は、保険料を全額納付した場合と比較して一部減額されます。若年者納付猶予の期間については、受給資格の必要な期間には算入されますが、老齢基礎年金の金額には反映されません。

全額免除・一部納付（一部免除）・若年者納付猶予制度には、それぞれ所得の基準があり、基準の範囲内であることが必要です。（申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の人も所得基準の範囲内であることが必要です。[若年者納付猶予は、本人・配偶者の所得のみ]）

一部納付（一部免除）制度は、**納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるためご注意ください。**

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、必ず保険料を納めるか、納めることが難しい人は「保険料免除制度」の申請をしましょう。

### 【問い合わせ先】

市役所市民課市民第4係 ☎24-2111（内線111、112）  
長浜支所市民福祉課 ☎52-1113（内線29）  
肱川支所市民福祉課 ☎34-2311（内線222）  
河辺支所市民福祉課 ☎39-2111（内線152）